1.	国民年金保険料免除理由該当·消滅届 •••••••••P1	整理番号	1~0
2.	国民年金保険料免除申請書 •••••••••••P4	整理番号	1~7
3.	国民年金保険料·納付猶予取消申請書 · · · · · · · · · · · · · · · · P8	整理番号	1
4.	国民年金保険料学生納付特例申請書 ••••••••••P9	整理番号	1~2
5.	国民年金保険料還付請求書 ••••••••••••P10	整理番号	1~2

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)		回答
国民年金保険料	国民年金保険料免除理由該当・消滅届		生活保護による法定免除について	国民年金法施行規則 第74条第1号 生活保護法第26条	示願います。	生活保護に係る法定免除については、国民年金法第89条第2号に規定されており、法定免除となる援助については、同法施行規則第74条第1号に「生活保護法による生活扶助」と規定されています。 生活保護については、その当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって支給額が決定されています。生活保護受給者に収入がある場合は、生活扶助から順に住宅、教育、介護の各扶助に充当させその最低生活費との不足額について支給額が決定されています。 生活保護の「廃止」については、①保護世帯の定期収入の恒常的な増加、または、最低生活費の恒常的な減少により、以後特別な事情が生じない限り保護を再開する必要がないと認められる場合、②保護世帯の臨時的な収入の増加、または、最低生活費の臨時的な減少により、以後概ね6ヵ月を越えて保護を要しない状態が継続する場合が基準として示されています。この場合は、法定免除については、①保護世帯の臨時的な収入の増加、または、最低生活費のにより、保護世帯の臨時的な収入の増加、または、最低生活費の減少等により、一時的に保護を要しない状態にあり、概ね6ヵ月以内に再び保護を要することを予測される場合、②保護世帯の定期収入の恒常的な増加、または、最低生活費の恒常的な減少により、保護を要しないと認められるが、この状態が今後継続するかの確実性がないため、生活状況の経ての一時的な神断であるとのことから、引き続き法定免除に該当します。よって、1.の場合は、一時的に生活扶助を受給していない場合であることから法定免除に該当します。よのよりに表対が引来すれば生活保護が必要となることが予見きれる場合に行われる保護の一時的な中断であることから、引き続き法定免除に該当します。

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
国民年金保険料	国民年金保険料免除理由該当・消滅届		障害等級3級に き当3年をは を を は を は を を は き は き は き は き は き は き	国民年金法施行令第 6条の5第1項第1号、 第6条の5第2項 平成6年11月9日庁保	方は、法定免除が非該当になるとされていますが、その後、再び障害等級の3級に該当した場合は、法定免除に該当するのかご教示願います。	

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
国民年金保険料	国民年金保険料 免除理由該当・ 消滅届	3	外国人にかかる 国民年金法第89 条第2項の適用 について	国民年金法施行規則 第74条各号 生活保護法第1条(こ の法律の目的) 昭和29年5月8日付社	年法律第144号)による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないとされています。 法定免除が該当する生活保護法(昭和25年法律第144号)は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する目的であ	ならないものであるが、~一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて必要と認める保護を行うこと。」と示されています。このことから、外国人に対する生活保護の給付については、生活保護法に根拠を有さずに、行政措置として生活保護法上の保護の決定実施に係る取扱に準じて、外国人に対する生活保護の給付を行っているものです。したがって、社会局長通知に基づく生活保護を受けている外国人については、国民年金法第89条第2号に規定する法定免除に

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
	国民年金保険料		失業の場合である。   失業国免申書を理年金納係のいて   ないのでは、「は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	保険発第1013001号	A.事業主以外の者 1.雇用保険の被保険者であった者 雇用保険受給資格者証の写し等公共職業安定所が発行した書類 2.雇用保険の適用除外となる国、都道府県、市町村等に雇用される者 当該雇用先の国等が証明した書類 3.1.2以外の者 離職の事実を確認できる事業主の証明書及び個人住民税に関する書類 (1)離職により特別徴収から普通徴収に切り替わった場合 そのことがわかる納税通知書の写し又は領収書の写し (2)特別徴収であったが、残額を離職時に一括徴収した場合 その旨が記載された事業主の証明書又はそのことが確認できる給与明細書等 の写し	失業等を理由とする免除等の申請に係る添付書類については、平成18年10月13日庁保険発第1013001号に記載されており、公共職業安定所等公的機関が発行する書類等によって失業等の事実が確認できない場合において、納税通知書等が添付された事業主の証明書等により失業等の事実確認ができることを規定しています。本件の場合、申請者が「もともと普通徴収であった場合」と「住民税が非課税の場合」については、納税通知書又は非課税証明書によりその事実を証明できない場合であっても、事業主の証明書により失業等の事実確認ができるのであれば、納税通知書等の写しを添付する必要はありません。また、法人事業所の事業主本人が作成した失業等の事実を証明する証明書についても失業等の事実確認ができるのであれば、当該証明書により失業等の事実があったものとして判断することは可能です。

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
国民年金保険料	国民年金保険料 免除申請書	2		生労働省告示第529 号	あった場合、変更前の世帯状況を市町村役場から証明してもらい、世帯変更前後それぞれの対象者で所得審査を行う。市町村役場から世帯構成変更前の証明が得られない場合、申請者から世帯構成変更前の申立書、対象者の所得証明書の提出を求め、それに基づき審査を行う。」との疑義照会回答がありましたが、婚姻だけでなく、転入、転居前の世帯状況の証明を得ることは、当県では不可能な市町村役場がほとんどであり、申立書等による対応になると思われます。また、免除申請時点で承認可能期間内に住所変更があった場合、婚姻・離婚の場合に限らず、実家から独り暮らしとなった方など、全てにおいて世帯構成の変更が疑われますが、過去の疑義照会では婚姻・離婚に伴う世帯構成の変更(配偶者の有無)の場合しか言及されていません。婚姻・離婚を伴わない住所変更による世帯構成の変更(世帯主の変更)の場合も、上記と同じ取扱いを行う必要があるのでしょうか。	婚姻・離婚以外の世帯構成の変更(転居、世帯分離等)が確認された場合は、実態に基づき変更の前後で個別に審査・処分を行うことが必要と考えられます。 厚生労働省告示第529号に定められた期間内において世帯構成の変更があった場合は、申請書の備考欄に記入する様式となっており、記入のあった場合は、その事実を確認した上で審査を行う必要がありますが、変更前の配偶者及び世帯主の所得状況を市町村で証明できない場合は、申請者に対し確認できる書類を提出していただき審査を行うことになり、審査すべき免除申請の範囲については、告示上に明記された期間内のうち当該変更の前後で個別に処分を行うことになります。また、市町村証明等により世帯変更が判明したにもかかわらず、世帯状況等の確認ができなかった場合は、被保険者に書類の返戻等を行った上で、世帯変更の申立及び所得状況を明らかにする書類を提出していただき審査することになります。なお、申請者等による世帯状況等が変更した旨の申立については、免除申請書の備考欄を活用していただくほか、申立書等を使用されても問題ないと思料されます。
国民年金 保険料	国民年金保険料 免除申請書	3	合の申請免除等 の受付日につい て	3 国民年金法施行規則 平成16年改正附則第 19条 平成21年12月28日厚 生労働省告示第529 号 行政機関の休日に関 する法律第2条	場合には、行政機関の休日に関する法律第2条の趣旨を踏まえ、休日の翌日に 提出された申請書は、当該休日に受け付けたものとして取り扱って差し支えない	付特例の申請期限である平成23年4月末日及び免除等の申請期限である平成23年7月末が休日であるため、「行政機関の休日に関する法律第2条」の趣旨を踏まえ、平成23年5月2日及び平成23
国民年金保険料	国民年金保険料 免除申請書	4	免除審査の「分 離長期譲渡所	国民年金法第90条、 第90条の2 国民年金法施行令第 6条の11、第6条の12 地方税法附則第34条 第4項、第5項 所得税法第33条第3 項	国民年金保険料の申請免除について、分離長期譲渡所得に係る特別控除 は、審査に当たり所得額から控除できるかどうかご教示願います。	分離長期譲渡所得に係る特別控除については、国民年金法施行令第6条の11及び12に明記されておらず、同条の適用を受けるとは解されないため、国民年金保険料免除における所得額については特別控除前の金額により審査をすることになります。

	1		1			
制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
国民年金保険料	国民年金保険料免除申請書	5	国民年金保険料 免除の特例認定 に係る失業の確 認書類について		失業を理由とする申請免除に係る要件審査について、地方法務局が証明する 「閉鎖事項全部証明書」は、事業の休止又は廃止の事実及びその年月日を確 認できる公的機関が証明する書類として取り扱ってよいかご教示願います。	「閉鎖事項全部証明書」は、設立された法人会社が解散等により、登記簿が閉鎖されたことを証明する書類であることから、事業の休止又は廃止の事実を確認できる公的機関の証明書に該当します。ただし、法人会社の移転等により別の法務局の管轄になった場合にも「閉鎖事項全部証明書」が交付されますので、内容の確認が必要になります。 本件の場合、「閉鎖事項全部証明書」の他に「雇用保険被保険者離職票」等の公的機関が交付する証明書により、失業の事実を確認することができます。
国民年金保険料	国民年金保険料 免除申請書	6	収監中の国民年 金保険料免除の 継続申請者の取 扱いについて	平成18年9月27日庁 保険発第0927002号 平成18年12月22日庁	者あてに案内文書(期限内に返信がない場合、継続申請者としての登録を取り 消す等の説明がある文書)を送付し、返信がなかった場合は、継続申請者として の登録を取り消すことになっています。	国民年金保険料免除の継続申請について、引き続き同一の事由により申請を行う旨の申出があった場合については、国民年金法施行規則第77条第3項により、申請書の提出及び添付書類を要しないことと規定されています。 継続申請者等が未申告者である場合の取扱いについては、「免除等の申請者等が所得に係る未申告者である場合の取扱いについて」(平成18年12月22日庁保険発第1222002号)により、市町村による税務申告の指導にもかかわらず、申請表がこれに応じなかった場合は、免除等の申請に係る形式的な要件に不備があることを理由に、申請を却下することになります。 なお、継続申請者の所得が確認できない等により案内文書を送付した場合に、当該案内で指定した期限までに回答がない方については、継続免除者としての登録を取り消してください。(「継続免除登録を取り消した場合における被保険者あての通知様式について」(平成18年9月27日庁保険発第0927002号))また、当該申請者が不在等により案内文書の送達ができない場合は公示送達を行う必要がありますが、公示送達の具体的な取扱いについては、機構本部において検討中のため、追って指示・依頼を発出します。

				I		
制度	区分	整理 番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
国民年金保険料	国民年金保険料免除申請書 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	7	免除審査の「先 物取引の所得」 に関する額の計	国民年金法第90条、 第90条の2 国民年金法施行令第 6条の11、第6条の12 地方税法附則第35条 の4第4項	います。	国民年金保険料の免除等申請書に係る所得等を審査する場合で、全額免除については、国民年金法施行令第6条の11に「地方税法第313条第8項及び第9項の規定による控除前の同条第1項に規定する総所得金額、…の合計額とする。」と規定されています。 この場合の総所得額には、退職所得金額や山林所得金額の他に事業所得、不動産所得、給与所得又は雑所得が該当し、先物取引に係る所得についても雑所得とみなされます。 本来、総所得額は上記事業所得以下の所得については、繰越控除を受けている場合は、その控除後の金額を示していますが、国民年金法施行令第6条の11には、「控除前の同条第1項に規定する総所得金額」と規定されていることから、先物取引の所得において先物取引控除があったとしても、控除する前の金額にて審査することになります。 次に、多段階免除等については、国民年金法施行令第6条の12に「地方税法第313条第1項に規定する総所得金額については、繰越控除を受けている場合は、繰越控除後の金額を示すことから、先物取引の所得においては、先物取引控除した後の金額にて審査することになります。 地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額については、「他の所得と区分した上で個別に100分の3に相当する金額については、「他の所得と区分した上で個別に100分の3に相当する金額に付る市計算上生じた上の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用について、先物取引に係る維所得等の金額の計算適用については、当多段階免除等を審査する場合における他の所得について、先物取引によいて生じた損失を控除できないことが記載されています。よって、本件の場合は、全額免除に該当しませんが、多段階免除等には該当することになります。

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
国民年金 保険料	国民年金保険料・納付猶予取消申請書	1		国民年金法第90条第3項	月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。」とありますが、取消の始期を申請月の前月と限定することなく、申請日の属する月の前月以後の希望する任意の月より将来に向かって免除取消を行うことは可能でしょうか。  <事例> 平成22年7月から平成23年6月まで全額免除が承認されている被保険者が、平成23年4月分からの1年前納を行うために免除取消を希望している場合、同法第90条第3項の「前月以後」を取消の始期であると解釈すると、平成23年5月中に取消申請を行わなければならず、その場合、1年前納の機会を損失します。「前月以後」とは単に免除を取り消すことが可能となる範囲を示しているにすぎず、前月以後の将来の期間であればどの時点からでも取消申請は可能であると解釈することが妥当と思われます。	申請時に認められた時点まで取り消すと納付期限を経過して未納となってしまう期間が発生してしまうため、前月以降の期間を取り消すことができることを規定しています。同法第90条第3項には、「…当該申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。」と規定されていることから、申請日の属する月の前月以後の各月については任意で免除期間を取り消すことができます。ただし、免除取消の始期は申請があった日の属する月の前月以後の任意の月を指定できますが、当該任意の月以後は免除対象の終期まで取り消すことになります。

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
国民年金保険料	国民年金保険料学生納付特例申請書	1	学生納付特例不該当届について	第77条の9		等である期間又は学生等であった期間に限る。」と規定されていることから、学生等である期間又は学生等であった期間までが学生納付特例期間であると判断できます。 したがって、学生納付特例を承認されている学生等から退学等により学生納付特例不該当の届出があった場合は、学生であった月の翌月分から国民年金保険料の納付義務が発生することになります。
国民年金保険料	国民年金保険料 学生納付特例申 請書	2	学生納付特例承 認期間中に厚生 年金保険の得後、国民年金被 保険者資格を再 取得した場合の 取扱いについて		15年7月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得し、国民年金の被保険者 資格を喪失したため、平成15年7月以降の学生納付特例が取り消されました。そ の後、平成15年7月23日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことによ り、国民年金の被保険者資格を再取得し保険料を納付していましたが、一部、未 納期間になりました。 学生納付特例として承認されていた期間のうち、保険料を納付している期間に ついてはそのまま納付済期間とし、未納期間について、学生納付特例承認期間 として記録を追加することができるでしょうか。	の資格を取得し、引き続き学生であった場合の国民年金保険料の取扱いについては、国民年金保険料免除等承認期間中であれば、再取得以降の月分についても免除等の処理を行うことが可能です。 この取扱いについては、学生納付特例についても同様ですの

制度	区分	整理番号	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
	国民年金保険料還付請求書		遺言により受遺 者となった従兄 弟からの国民年 金保険料還付請 求について	国民年金法施行令第 9条第1項 国民年金法施行規則 第80条第1項、第2項 民法第887条、第889 条、第890条、第1006 条、第1010条、第 1012条	9条第1項により、被保険者の相続人が行うこととされています。 通常、被相続人の従兄弟は相続人とはなりませんが、遺言により受遺者となった従兄弟が国民年金保険料の還付請求を行うことは可能でしょうか。	国民年金保険料を前納した被保険者が死亡した場合の還付については、国民年金法施行令第9条第1項により、死亡した被保険者の相続人の請求に基づき行うことになっていることから、被相続人の遺言により受遺者になる者についても、保険料の還付請求を行うことができる者となることから、本件の遺言により受遺者となった従兄弟については、保険料還付請求を行うことができます。なお、特定の財産を指定して与える「特定遺贈」による特定受遺者の場合については、遺言により還付となる保険料の対象年月等について指定がない限り、請求者となることはできません。
	国民年金保険料 還付請求書	2	死亡者に係る還付請求権について	民法第739条、第890 条	以下の例の場合、被保険者が死亡した当時夫であった方は、再婚後に判明した国民年金保険料の還付請求についても国民年金保険料の還付請求権者となるでしょうか。  <例>  平成10年4月 被保険者死亡  平成20年7月 被保険者の死亡した当時夫であった方が再婚  平成25年2月 被保険者の年金記録が、厚生年金保険加入期間と国民年金加入期間で重複していたことが判明したことにより、国民年金保険料還付決定決議される。	民法第890条において、「被相続人の配偶者は、常に相続人となる。」と規定されていることから、相続開始時に配偶者であれば、後に再婚したとしても元配偶者の相続人になるため、元配偶者の国民年金保険料の還付請求権者となります。 ただし、配偶者には内縁関係の者は含まれません。(民法第739条)